

労働局資料

（第5回 技能実習法に係る四国地区地域協議会）

技能実習生に係る実習実施機関に対する監督指導結果 （令和2年1月～令和2年12月）

（徳島、香川、愛媛、高知）労働局

監督指導実施事業場数 659違反事業場数（※1、2） 388

主な違反内容		違反事業場数
労働基準法	労働条件の明示 （第15条）	34
	賃金の支払 （第24条）	43
	労働時間 （第32条・40条）	52
	割増賃金 （第37条）	84
	就業規則 （第89条）	37
	賃金台帳 （第108条）	32
	寄宿舍の安全基準 （第96条）	5
労働衛生安全	安全基準 （第20条～25条）	132
	衛生基準 （第20条～25条）	30
最低賃金の支払（※3） （最低賃金法第4条）		3

※1 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数は一致しない。

※2 違反は技能実習機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含む。

※3 約定賃金額が地域別最低賃金額未満の場合に限る。